

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	甲	第	号
------	---	---	---	---

氏 名 星 剛史

論 文 題 目

Assessment of medical malpractice cost at a Japanese national university hospital

(日本の国立大学病院における医療過誤の金額的費用の評価)

論文審査担当者

名古屋大学教授

主 査 委員

濱 嶋 信 之 

名古屋大学教授

委員

石 井 晃 


名古屋大学教授

委員

山 田 清 文 

名古屋大学教授

指導教授

長 尾 能 雄 

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

今回、本研究の結果、日本の国立大学病院（名古屋大学医学部附属病院）における近年の医療過誤による有害事象の件数及び医療費、発生部署、発生原因、経年推移が明確となった。最も多い発生部署は病棟であったが、最も多く医療費が費やされた部署は手術室であった。この要因は1件当たりに費やされた医療費に差異があるからである。原因別では、薬剤投与の件数が最も多かった（32.0%）ものの、金額割合では12.8%に留まっていた。一方で、遺残の件数割合は9.1%であったが、金額割合では32.0%にのぼった。中でも血管内に侵襲する遺残物は、合計負担金額、1件当たり平均負担金額が高額であった。手術室における医療過誤による有害事象に関しては、7年間で件数、医療費共に減少傾向にあった。手術領域における安全対策の活性化によって、高額負担となる有害事象が減少したことによると考えられる。この情報は、最近の患者の安全対策と医療機関が負担する医療費の経時変化との関係を遡及的に調査することによって収集された。医療過誤とそれに関連する原因と費用の調査は、患者安全の促進と健全な医療経済に有用であることを示唆した。

本研究に対し、以下の点を議論した。

1. 今回の研究対象病院には、院内弁護士がおり、弁護士による有責の判断が可能であった。多くの病院に院内弁護士はおらず、一般的ではない特殊な状況といえる。病院に雇用されている弁護士による判断が、患者と病院の間でフェアな判断ができるのかという議論はあるが、法的に有責か否かの判断を法律の専門家が行うことに価値はあると考えられる。
2. 今回の研究では、医療過誤による医療費負担について研究したが、実際には保険の金額変更、調査・対策にかかる人件費、対策にかかる設備費用等の費用が発生する。医療費に限定した研究を行ったことにより、全国の医療費削減の影響に役立つ研究になったと考えられる。
3. 今回の研究により、手術、特にカテーテル関連の医療事故が医療費に及ぼす影響が大きいことが示唆された。医療安全の対策では、医療事故件数の多い投薬エラーや転倒転落がこれまで注目されることが多かったと考えられるが、手術室、カテーテルに対する対策が重要であると示した。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号	氏 名	星 剛 史
試験担当者	主査	濱嶋信之	副査 ₁	石井 晃
	副査 ₂	山田清文	指導教授	長尾能由
(試験の結果の要旨)				
<p>主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 弁護士による有責の判断について 2. 医療費以外の医療過誤による費用負担について 3. 経済的な効果について <p>以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、医療の質・患者安全学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。</p>				